

## 三重県運転免許センター広告掲出要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県警察に、民間企業等のポスターによる広告を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項に基づく広告掲出の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲出位置、掲出枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類           ポスター広告
- (2) 広告の掲出位置    運転免許センター1階エントランスロビー西端に設置するスタンド式ポスターボードに掲出する。
- (3) 掲出枠数            三重県警察が別に定める掲出枠数
- (4) 規格    大きさ    A0判規格 縦1,189mm×横841mm以下のもの  
          形式        三重県警察が設置するスタンド式ポスターボードに広告媒体を直貼りとする。

### (広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、「三重県運転免許センター広告掲出基準」のとおりとする。

### (広告の掲出期間)

第4条 要綱第5条に規定する広告の掲出の期間は、原則会計年度（1年）単位とするが特段の支障がない場合には、1ヶ月単位の掲載も可能とする。また、再掲載を妨げないこととし、広告の掲載期間は最長3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載期間は、他の応募が少ない等支障がない場合には、更新できるものとする。

### (広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、三重県警察ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、三重県運転免許センター広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）により三重県警察に申し込むものとする。

### (広告掲出の決定及び承諾)

第6条 三重県警察は、前条の規定による申込書等を受理したときは、受理月の翌月末までに、第16条に規定する三重県運転免許センター広告掲出審査会を開催又は稟議（持ち回り決裁）により要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲出を決定する。この場合、同じ順位のとときは、県に納入される広告掲出料（予定額）の高いものを優先とす

るが、さらに同順の場合は、同一月に受理した申込書等の申込み順に、当該受理月現在における募集枠数を上限として、配分するものとする。

2 三重県警察は前項の規定により決定したときは、三重県運転免許センター広告掲出(不掲出)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

3 広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、三重県警察が指定する期限までに、三重県運転免許センター広告掲出承諾書(様式第3号)を三重県警察に提出するものとする。

(広告掲出料)

第7条 広告掲出料は、1枠当たり年額96,000円(消費税及び地方消費税を含む。)、月額8,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲出料を、三重県警察が指定した日までに、三重県警察が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲出料の返還)

第8条 三重県警察は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出期間において当該広告を掲出しなかったときは、掲出しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲出料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲出しなかった期間が1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 三重県警察は、要綱第8条第2項の規定により広告掲出を取り消した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲出料を返還する。

3 三重県警察は、要綱第9条の規定による広告掲出の取下げを受理した場合においては、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲出料を返還する。

4 前各項の規定により還付する広告掲出料には、利子を付さない。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、三重県警察の指定する日までに、原稿を三重県警察の指定する場所に提出するものとする。ただし、提出済の原案どおりであれば、提出不要とする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は広告主が負担するものとする。

3 三重県警察は、第1項の規定により掲出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第12条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲出)

第10条 広告主は、三重県警察が指定する日に広告掲出場所に広告を掲出しなければな

らない。

2 掲出期間は、三重県運転免許センター広告掲出（不掲出）決定通知書（様式第2号）により通知した期間とする。

3 広告の再掲出（継続）を希望する広告主は、三重県警察が指定する日までに、三重県運転免許センター広告再掲出届出書兼誓約書（様式第4号）を三重県警察に提出するものとする。

（広告の撤去）

第11条 広告の撤去に関する作業は原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、三重県警察が行うこともできることとする。

（広告掲出決定の取消し）

第12条 三重県警察は、広告の掲出が決定された後において、次のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲出の決定を取り消すことができる。

1 定められた日までに広告掲出料が納付されないとき

2 新たに第3条に定められた基準に反すると判断したとき

（広告掲出の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、掲出中の広告掲出を取下げることができる。

2 広告主は、1により広告掲出を取下げるときは、書面により三重県警察に申し出なければならない。

（広告の変更）

第14条 広告主は、広告の掲出期間が複数月にわたる場合は、三重県警察にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、三重県警察に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（審査会）

第16条 要綱第11条の規定により、広告主の適用基準、広告物の内容等を審査するため、三重県警察に三重県運転免許センター広告掲出審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。

3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第17条 審査会の事務局は、三重県警察警務部会計課（管財）に置く。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、三重県警察と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成25年1月23日から施行する。
- 2 この要領は平成25年3月1日から施行する。
- 3 この要領は平成26年2月3日から施行する。

別表 1 (第 16 条関係) 三重県運転免許センター広告掲出審査会委員

委 員 長	警務部会計課長
委 員	警務部警務課企画室長
	警務部会計課施設室長
	警務部広聴広報課広報室長
	免許センター総務室長